

第25号議案

京都地方税機構職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定の専決処分について承認を求める件

京都地方税機構の設立（平成21年8月5日付け総行市第154号総務大臣許可）に伴い、京都地方税機構職員の勤務時間、休暇等に関する条例を制定する必要を生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、平成21年8月19日別記のとおり京都地方税機構職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定を専決処分し、同日付けで公布したので、同条第3項の規定により承認を求める。

平成21年12月13日提出

京都地方税機構
広域連合長 山田 啓二

別 記

京都地方税機構条例第11号

京都地方税機構職員の勤務時間、休暇等に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、法律又は法律に基づく他の条例で別に定めるものを除き、職員の勤務時間、休日、休暇、部分休業及び休業に関し必要な事項を定めるものとする。

（勤務時間等）

第2条 職員の勤務時間、休日、休暇、部分休業及び休業については、職員の給与等に関する条例（昭和31年京都府条例第28号）及び職員の育児休業等に関する条例（平成4年京都府条例第4号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。